

くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2019. 2. 21 NO. 243

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話・FAX 5932-6170

区議会控室 3312-2111(内)2319



荻窪北児童館廃止 → 桃二小 放課後等居場所事業

施設も運用も継承でないことが浮き彫りに！

区議会 一般質問で追及

昨年3月、あんさんぶる荻窪の廃止とともに、荻窪北児童館も廃止され、児童館を利用していた児童は、いったん杉並保健所4階のおぎきた子どもプレイスに移行しましたが、この4月からは、改築された桃井第二小学校での「放課後等居場所事業」に移行します。

区は、『児童館の機能は継承し拡充する』といってきましたが、果たしてそう言えるのか、開会中の区議会第一回定例会一般質問で、区の対応を質しました。

設備は一部屋だけ、事前登録、ビブス義務づけ、おやつは禁止・・・

荻窪北児童館には、広くて高い体育室、

図書室、図工室、

スタジオなどがあり、区内の児童館のなかでも、

先進的な児童館でした。

しかし、桃二小の居場所事業

で整備された固有の施設は17

5・6㎡の多目的室だけです。



15日 本会議場

荻窪北児童館と桃二小放課後等居場所事業の比較

	荻窪北児童館	放課後等居場所事業
施設	体育室、図書室、図工室、スタジオ相談室	多目的室(体育館、図書室などの利用は制約あり)
利用対象児童	自由	事前登録が必要
目印の着用	不要	ビブス(ゼッケン)着用義務づけ
日曜利用	可能	不可
他校生と一緒にの利用	可能	事前登録が必要
未就学児と一緒にの利用	可能	不可
おやつ	家から持参して食べる	食べられない
中高生の居場所	スタジオあり	ゆう杉並を利用

区は、体育館や図書室なども使用していますが、「学校と調整の上、適宜活用」と答弁したように、制約があり、児童館のように自由に使えません。

運用の面でも、事前登録が必要、おやつ無し、ビブス(ゼッケン)着用の義務づけ、日曜は使えないなど、荻窪北児童館の『機能継承』とは、到底言えないことが浮き彫りになりました。



ご意見、ご要望など、上記連絡先まで、お気軽にお電話ください

桃二小の居場所事業は

区も「国のガイドラインや要綱に沿わない事業」と認める

設備や運用が児童館事業の継承とさえいえないことが浮き彫りになったただけではなく、桃二小の居場所事業が、国のガイドラインや要綱に沿わない事業であることも、質問で明らかになりました。

「児童館ガイドライン」では、理念や目的が定められ、児童館は、児童福祉法に基づく児童福祉施設（児童厚生施設）であると定められています。

また「児童館の設置運営要綱」では、集会所、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けることが定められています。

私は、桃二小の居場所事業が、こうしたガイドラインや要綱に沿っていないのか否か質問しました。区は、沿うものではないと答弁。また、児童福祉法に基づく児童福祉施設（児童厚生施設）でないことも認めました。

荻窪駅南側地域に児童館施設の整備を求める

私は、児童館の設置は区の責務であり、児童館での遊びを保障することは、児童の権利であると強調し、次の3点を提案しました。

① **荻窪駅南側地域に児童館の整備を**
放課後等居場所事業が児童館事業に当たら

ないことがはっきりしたいま、真の児童館の整備、中高生の居場所の整備を求める。

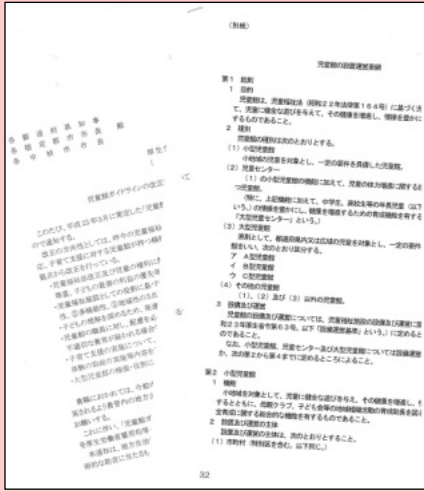
② 集会室の整備を

あんさんぶる荻窪の廃止で会議室がなくなり、区民は不便を強いられている。代替施設の整備を求める。

③ 旧あんさんぶる荻窪の外階段、屋上庭園の開放を

子どもたちや地域の方々憩いの場として開放してほしいとの要望が根強くあがっている。国に開放を求めよ。

区は、桃二小での事業に固執し、私の提案には後ろ向きでしたが、子どもの成長を保障する場、住民のみなさんが集える集会室の確保のために、これからも全力を尽くします。



「児童館の設置運営要綱」
「児童館ガイドライン」

児童館ガイドライン（抜粋）

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。

① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。

(3) 児童館の特性

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

児童館の設置運営要綱（抜粋）

第1 総則

3 設備及び運営

(1) 設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。